定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十三日

川崎市中原区上丸子八幡町一四七〇番地

アツギリネン株式会社

代表取締役　粕谷　俊一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十三日

大阪府豊中市長興寺北三丁目五番一七―二〇一号

ヱスカ株式会社

代表取締役　木本　光子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十三日

愛媛県四国中央市寒川町四七六五番地の二

ダイオーエンジニアリング株式会社

代表取締役　田中　久喜

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木口章美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年三月十三日

石川県金沢県三口町火九〇番地

ヘビアフィル株式会社

日本における代表者　木口　章美

限定承認公告

本籍福島県いわき市常磐西郷町金山三六四番地、最後の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田三〇番地市営住宅四八四

被相続人　亡　佐川美代子

右被相続人は平成二十四年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年二月七日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田三〇番地市営住宅四八四

相続財産管理人　佐川　廣

限定承認公告

本籍群馬県高崎市中泉町甲一二四番地三、最後の住所群馬県前橋市広瀬町二丁目三五番地二J六四五号

被相続人　亡　淡島　信二

右被相続人は平成二十四年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年三月五日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

千葉県千葉市若葉区東寺山町一〇七六番地七

限定承認者　淡島　匡史

限定承認公告

本籍静岡県沼津市市道町八三九番地三五、最後の住所静岡県沼津市寿町一番五二号クリスタルアベニュー三〇五号

被相続人　亡　植松　隆徳

右被相続人は平成二十四年九月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月五日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

静岡県沼津市本松下八四五番地の一〇

相続財産管理人　植松　隆

限定承認公告

本籍静岡県湖西市新所原東八一〇番地二、最後の住所愛知県豊橋市前田南町一丁目一八番地の一六　一〇三

被相続人　亡　藤下　利夫

右被相続人は平成二十三年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月一日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

愛知県豊橋市高師町字北原一番地の九二C―五

限定承認者　藤下マツ子

愛知県豊橋市前田南町一丁目九番地二六

右法定代理人　成年後見人　西村　万紀

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市西鴻池町一丁目九六九番地、最後の住所大阪府高槻市芝生町二丁目六番二六―二一三号

被相続人　亡　越智　健二

右被相続人は平成二十四年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

堺市中区福田六〇三番地一五―三〇三号

限定承認者　山下　深夏

大阪市中央区備後町一丁目四番一〇号マクステルハウス二階二〇一号室

右代理人弁護士　得津　正

限定承認公告

本籍愛媛県今治市波方町波方甲二四九七番地、最後の住所愛媛県今治市阿方甲五七一番地三

被相続人　亡　尾﨑　敬之

右被相続人は平成二十五年二月八日死亡し、その相続人は平成二十五年三月六日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

福岡県京都郡苅田町大字新津六三一番地二一八

相続財産管理人　尾﨑　恵美

限定承認公告

本籍宮崎県宮崎市青島三丁目七八番地、最後の住所宮崎県宮崎市青島三丁目七番二二号

被相続人　亡　岩切ミツヲ

右被相続人は平成二十五年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年三月一日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

宮崎県宮崎市青島三丁目七番二二号

限定承認者　岩切　年和

訂正公告

平成二十五年三月五日（号外第四十三号）掲載の特定計量器型式承認中、「計量法（平成4年法律第51号）第76条第1項」とあるは「計量法（平成4年法律第51号）第81条第1項」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年三月十三日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

取消公告

平成二十五年三月七日掲載の組織変更公告は取消します。

平成二十五年三月十三日

東京都府中市西原町二丁目一二番地の一

エスケイ合同会社

代表社員　鴫原　義明

正誤

ページ	段	行	誤	正
二七	上	終りから八、	第二項及び第二項	
〃	〃	六	第九十二条第二項	第九十三条第二項

平成二十二年一月十二日中部地方整備局告示第四号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

九下	終りから一五	大字高桑字立野目、同市大脇一丁目	高桑西五丁目、同市大脇一丁目	
		同市茶屋新田三丁目及び同市	同市茶屋新田三丁目及び	

平成二十四年四月十七日官庁報告欄官庁事項の部（東北地方整備局公示）

（原稿誤り）

一一	四	四～六	442番6

441番1

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十三日付第五〇号九六

十一日付衆会第三号一六ペ

ページ●同日付政府調達第四七号三二ページ●一月三

ージ●同日付参会第二号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）